

「学校いじめ防止対策基本方針」

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

仙台市立長命ヶ丘中学校（以下「本校」という。）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの防止と対策などに当たってきた。

このたび、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）および仙台市いじめの防止等に関する条例（平成31年4月1日。以下「市条例」という。）の施行を受けて、本校においては、法第13条及び市条例第11条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「仙台市立長命ヶ丘中学校いじめ防止対策基本方針」（以下「学校基本方針」という。）をここに策定する。

2 基本的考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条、市条例第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止等の対策に、教職員一丸となって取り組んでいく。

【いじめの防止等に関する基本理念】

法第3条より

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒等に関係する問題であることに鑑み、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒等がいじめを行わず、及び他の児童生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

市条例第3条より

いじめの防止等のための対策は、学校が、全ての児童生徒にとって安心でき、かつ、自己有用感及び自己肯定感を高める楽しい学びの場であるべきことを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを受ける側にも行う側にもなり得るとの認識の下、いじめを早期に発見し、及び適切かつ迅速に対処すべきことを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、暴力や暴言が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことを考慮し、児童生徒が健やかに育つことのできる環境の実現を目指して行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめの要因を把握し、いじめの再発を防止することを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、地域における交流が児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めることに資することに鑑み、地域における活動及び行事がいじめの防止等に資するとの認識に立って取り組まれるものとする。

(2) いじめの定義

【いじめの定義】（法第2条より及び市条例第2条）

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである、とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得るとの認識を持って対応に当たる。

(3) いじめの防止等に関する基本的考え方

本校においては、市基本方針に基づきながら、特に以下のようなことに留意して、「いじめのない長命ヶ丘中学校を目指して」、学校教職員が一丸となって、家庭や地域、関係機関等との連携のもと、取り組むものとする。

いじめの未然防止「いじめはしない・させない・許さない」

「生徒の自己肯定感や自己有用感の獲得」

ユニバーサルデザインの要素をより入れた生徒たちにとって分かりやすく、学びやすい、配慮された授業を展開する。

校内合唱コンクール、学芸発表会、体育祭を生徒の自己実現の場として捉え、指導・支援を充実させる。

【豊かな情操と道徳心の育成】

道徳の授業の充実

節度、節制（A-(2)）、向上心、個性の伸長（A-(3)）思いやり、感謝（B-(6)）、遵法精神、公德心（C-(10)）、公正、公平、社会正義（C-(11)）、よりよい学校生活、集団生活の充実（C-(15)）、生命の尊さ（D-(19)）を重点価値項目に設定し、命の大切や他を思いやる心を持って、周囲や地域と関わろうとする態度の育成を図る。

学年・学級づくりの工夫と充実

学級の目標や約束等を工夫することにより、ルール(規律)とリレーション(親和的な交わり)の確立、一人一人が所属感、存在感を持てるような学年・学級づくりに努める。

【啓発活動】

いじめ防止「きずな」キャンペーンを中心に、全校集会や保護者会、学校だよりや生徒指導だよりなどのお便りによって、いじめの定義はもちろん、いじめの問題について生徒だけでなく、保護者や地域の方々への広報に努めながら、学校との共通認識の下、連携していじめの防止等に取り組む。

仙台市いじめストップリーダー研修会や仙台市いじめ防止「きずな」サミットに参加した生徒による報告会を実施し、全校生徒の「いじめの未然防止」に対する意識の高揚を図る。

【研修】（市条例第13条より）

教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや障害のある生徒がいじめの当事者である場合などを含めて、いじめの問題の特性を十分に認識し、適切に対処できるよう、いじめ問題に関して職員会議や夏季休業中に職員研修を実施し、教職員の資質の向上を図る。

いじめの早期発見

【きめ細やかな生徒観察】

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こり得るもの」「いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる」との認識の下、「いじめのチェックリスト」を作成・共有し、全教職員が生徒の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする。

【相談体制の構築】

日頃から、生徒や保護者が相談しやすい体制を構築し、その積極的な周知を図るとともに、11月に実施する全市一斉の「いじめ実態把握調査」のほか、本校独自のアンケートや教育相談などを計画的に実施し、いじめの早期発見に努める。

【校内体制づくり】

校内巡視活動の実施や週1回、生徒指導担当者会を開催するなど、いじめの発見のための迅速な情報の共有を図ることができる校内体制を構築する。

いじめへの対処

【初期対応】

ア いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、いじめ対策担当教諭を中心に学年主任、生徒指導主事、教育相談担当教諭、教頭を通じて校長へ報告し、いじめ防止等対策委員会にて指導方針の決定及び情報共有の下、学校としての組織的な対応を行う。

イ いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる生徒や周囲の生徒から定年に事情を確認する。

ウ いじめられた生徒及びいじめた生徒への対応は、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分な説明を行うなど、適切な連携を図る。

【事後対応】

ア いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで続いていたたり、解決はしたが、心のケアが必要なケースも考えられることから、継続的に見守り、定期的に本人、保護者から話しを聞き、必要に応じて対応・指導を行う。

イ 進級などによる引継ぎを確実にを行う。

ウ いじめられた生徒に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、生徒の心の安定を図りながら対応することを基本とする。

いじめた生徒には、いじめられた生徒の心の痛みを理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることが自覚できるような指導・支援を行う。

家庭や地域との連携 ～「地域とともに歩む学校」づくりの推進～

【家庭や地域との連携】

ア いじめを防止していくために、PTAや地域の関係団体等といじめの問題に関する共通理解の下、連携し、協働で指導に当たる。

イ いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく、生徒の生命を大切にする心、他者を思いやり、協力する態度を育むことから、防災教育における地域連携の取組と合わせて進めていく。

関係機関との連携

いじめの防止や早期発見などのために、地域の関係施設・関係機関と連携して指導に当たっていく。特に本校においては、長命ヶ丘青少年健全育成推進協議会を中心に、教育相談課、長命ヶ丘交番、泉警察署、児童相談所、長命ヶ丘市民センターなどとの協力・連絡体制をとり、取組を進めていく。

3 いじめの防止等のための対策の内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織

「長命ヶ丘中学校いじめ防止等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）

本校においては、法第22条、市条例第14条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため学校対策委員会を設置する。

【委員会の構成】

校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当教諭、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SC

なお、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることができる。

【主担当者】いじめ対策担当教諭、生徒指導主事、教育相談担当

【学校対策委員会の所掌事項】

- ア 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の改訂
- イ いじめの防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認、実施結果の点検と評価
- ウ いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認
- エ いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係調査、対応や指導等の方針決定など）
- オ その他、いじめの防止等に関する重要事項
- カ 年に3回のいじめ防止等対策委員会を実施する。

長命ヶ丘中学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項、条例第25条に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合の組織

校長は、学校対策委員会を母体にし、

学校評議員、父母教師会本部役員、学校医などの学校以外の委員を加える

など公平性・中立性の確保に努めた構成により、「長命ヶ丘中学校いじめ調査委員会」（以下「学校いじめ調査委員会」という。）を設置して調査を行う。

具体的には、あらかじめ校長が「長命ヶ丘中学校いじめ調査委員会設置要項」を定め、対象事案が発生した場合には、委員を委嘱・任命し、迅速に対応する。

(2) いじめの防止等に関する取組

日常的ないじめ防止策

【その1】

ユニバーサルデザインの要素をとり入れた生徒たちにとって分かりやすく、学びやすい、配慮された授業を展開し、生徒の学習意欲や学力の向上に努める。

【その2】

いじめ防止「きずな」キャンペーン期間中（5月と11月）の生徒会自主的な取組について、生徒会による活動を促し、支援する。

【その3】

生徒のいじめに向かわない心や態度の育成のために、「生命を大切にし、お互いの人格を尊重すること」を目標として、主に「道徳」や「特別活動」などを活用して、学校全体で取り組む。

【その4】

生命の尊さ、いじめの理解を促すため、いじめ防止「きずな」キャンペーン期間中（5月と11月）や避難訓練を行う6月に、「生命・人権を考える」機会を設けた取組を行う。

【その5】

いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため、いじめの防止等に関する学校の取組状況などについて、学校だよりや生徒指導部だより等を通じて保護者や地域の方々へ広報する。

【その6】

いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため、市教育委員会主催等の会議及び研修会に積極的に参加するとともに、学校対策委員会の主催により校内研修を行う。

実施にあたっては、本校におけるいじめの現状に対応した内容を企画の上、年度当初に年間計画を作成することを基本として実施する。

いじめの早期発見

いじめの相談は全教員により対応するものとするが、相談体制としては、特に、次に掲げるものを基本とする。具体的には、毎年度、校長が学校の状況を踏まえて決定し、生徒、保護者等に周知を図る。

【生徒からの相談】

ア 生徒からの相談 担任、養護教諭、スクールカウンセラー

イ 保護者、地域住民からの相談 教頭、いじめ対策担当教諭、生徒指導主事、教育相談担当教諭、担任

【いじめ実態把握調査】

原則、月1回、全生徒対象の本校独自のアンケート調査と11月にいじめ実態把握調査を実施する。

【教育相談】

いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため、担任と生徒の二者面談、保護者を含めた三者面談を実施する。なお、必要に応じて担任と保護者の面談を行う。

【チェックリスト表】

学校対策委員会が作成した「いじめの起こりにくい学級の土壌作り、生徒指導体制、対応のためのチェックリスト表」を全教職員が共有する。

いじめへの対処

【いじめ対策・対応マニュアル】

事実確認の調査やその後の対応、改善指導など、本校のいじめに対する対処は、仙台市教育委員会が作成した「見て分かる いじめ防止マニュアル」、「子供の不安・変化を見逃さないための生徒指導ハンドブック」を基に、個々の事案の内容を踏まえて、適切に対応する。

【いじめの指導記録】

生徒指導に関する指導記録（いじめを含む）を作成のうえ、進級にあたっての校内での情報共有を図るとともに、転校や進学に当たっては、個人情報にも留意しながら、適切な引継ぎに努める。

地域や家庭との連携

【啓発活動】

P T A や健全育成団体との共催により、いじめの理解・啓発に関する取組や研修会を計画する。特に今日的な問題となっているインターネットやメール、SNS等を利用したいじめの防止に関するものを重点課題として進める。

【広報活動】

学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を、学校ホームページや学校だより、生徒指導部だより等で保護者、地域の方々へ周知する。

【「生徒による故郷復興プロジェクト」】

本校の「児童生徒による故郷復興プロジェクト」において、「自分たちが地域のためにできること」をテーマに、生徒による地域へのボランティア活動、生徒と地域の方々とが交流する内容を取り入れて実施する。具体的には、毎年度の故郷復興プロジェクトにおいて、企画・実施する。

関係機関との連携

いじめを含めた生徒の非行や問題行動などの未然防止、早期発見を図るため、地域における青少年健全育成事業などを、長命ヶ丘中学校区地域ぐるみ生活指導連絡協議会をはじめ、地域団体、地域の関係機関との協働により取り組む。

(3) 重大事態への対処

重大事態の意味

【いじめの重大事態】法第28条第1項に、次に掲げる場合として、規定がある。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【上記の場合の例】

ア 生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

などが考えられる。

重大事態の発生と調査

【重大事態の発生】

ア 重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。

【調査の主体】

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、

学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

【調査の仕方】

市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。

また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

【参考】

重大事態の調査主体と調査組織 市基本方針より

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

【対象事案】

いじめにより、当該学校に在籍する生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。

いじめにより、当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席すること余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【調査組織】

「学校対策委員会」を母体として、学校評議員、父母教師会本部役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

(2) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

【対象事案】 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

【調査組織】

専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される市教育委員会の附属機関を調査組織とする。

(3) 調査結果の提供及び報告

【調査結果の提供】

学校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

【調査結果の報告】

調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

(4) その他の重要事項

学校基本方針は、学校ホームページに掲載する。

いじめ実態把握調査の結果については、自己点検・評価を行い、必要に応じて学校評議員、PTA本部役員から意見をいただく。

必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行う。また、その中で学校基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討した上で必要な見直しを行う。

長命ヶ丘中学校いじめ調査委員会設置要項

(目的)

第1条 この要項は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71条。以下「法」という。)

第28条第1項に定める重大事態の発生のため、市教育委員会より学校が主体となった調査を行うよう指示があった場合に設置する「長命ヶ丘中学校いじめ調査委員会」(以下「本校調査委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 本校調査委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第28条第1項に定める重大事態について、質問票その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うこと。
- (2) 前号に掲げる調査を行うための審議、関係者との調整に関すること。
- (3) 第1号の調査によって明確になった事実関係及び再発防止策の報告に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 本校調査委員会は、長命ヶ丘中学校いじめ防止等対策委員会を母体に、学校評議員、父母教師会本部役員、学校医などの学校以外の委員を加え組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 本校調査委員会に、委員長の他、副委員長を置く。

2 委員長は、校長がこれにあたり、委員会を代表し、その任務を総理する。

3 副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じて関係者の意見を聴取し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、長命ヶ丘中学校において処理する。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

平成31年度 いじめ防止に向けた具体的な取組

- 1 主に学校で取り組むべきこと（重点項目）といじめへの段階的な対策・対応
（「長命ヶ丘中学校いじめ対応マニュアル」）

未然防止：安心・安全の教育環境

互いに認め合い、支え合い、助け合う社会性の高い集団づくりのために

学力向上、自己有用感・自己肯定感の獲得、共感的人間関係の構築

ユニバーサルデザインの要素をより入れた生徒たちにとって分かりやすく、学びやすい、配慮された授業を展開する。

意図的、計画的に生徒の活躍の場を設定する。

（学級の係活動や当番、委員会活動、合唱コン、学芸、体育祭）

生徒たち同士が互いのよさを認め合う活動の立案、実施。（良いところ探し）

豊かな情操・道徳心、規律・人権尊重

道徳の授業の充実（節度、節制（A-(2)）、向上心、個性の伸長（A-(3)）思いやり、感謝（B-(6)）、
遵法精神、公德心（C-(10)）、公正、公平、社会正義（C-(11)）、よりよい学校生活、集団生活の充
実（C-(15)）、生命の尊さ（D-(19)）

基本的な生活習慣の確立（挨拶・姿勢・時間を守る・言葉遣い・服装など）

授業規律の確立（授業の受け方や話しの聴き方、発表の仕方など）

教師の力量向上

校内研修の充実

SNS利用研修の実施

早期発見：生徒たちや学級の様子を知る

教職員の気づき

情報共有

共感的な理解

実態把握

常日頃から、「生徒がいるところに教職員がいる」ことを意識し、生徒を観察しながら、アンテナを高くし、生徒の変化を見逃さない。また、「家庭学習ノート」への記載にも気を止め、必要に応じて他の教員との情報を共有する。（教育相談・校内巡視活動・家庭学習ノートなど）その他、生徒からの情報提供や地域・保護者からの情報提供などができるように連携を図る。

いじめの早期対応

正確な実態把握

指導体制、方針決定

生徒への指導、支援

今後の対応

保護者への連絡と連携

いじめの兆候を発見した場合は、問題を軽視することなく、早期に問題に適切な対応を図る。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発防止のため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、そのときに、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、いじめ対策担当（いじめ防止等対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。 **報告は文書で（生徒指導対応記録表）**

< 共通理解・共通行動 >

いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す。

事実確認と情報の共有

- ・ 聴き取りは、当事者だけでなく周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- ・ 保護者への対応は、複数の教職員で行い、事実に基づいて丁寧に伝える。
- ・ 情報収集、事実確認は複数教員で連携して対応し、短時間で行う。

把握すべき情報例

誰が誰をいじめているのか？・・・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
 いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・【時間と場所の確認】
 どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたか？・・・・・・・・・・【内容】
 いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・【背景と要因】
 いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・・・・・・・・【期間】

いじめを受けた生徒に対して

生徒に対して

- ・ 事実とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望があることを伝える。
- ・ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊心を高めるように配慮する。

保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者面談し、事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

いじめた生徒に対して

生徒に対して

- ・ いじめた気持ちの状況などについて十分聞き、生徒の背景にも目を向けて指導する。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的な配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを知らせる。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを確認させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 生徒の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

周りの生徒たちに対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず，学級および学年，学校全体の問題として考え，いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を，学級・学年・学校全体に示す。
- ・ はやし立てたり，見て見ぬふりをしたりする行為も，いじめを肯定している行為であることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは，正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や，体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い，自分たちの問題として意識させる。

継続した指導

- ・ いじめが解消したと見られる場合でも，引き続き十分な観察を行い，折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- ・ 教育相談，家庭学習ノート，手紙などで積極的に関わり，その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめられた生徒の良さを見つけ，褒めたり，認めたりして肯定的に関わり，自信を取り戻させるようにする。
- ・ いじめられた生徒，いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め，心のケアに当たる。
- ・ いじめの発生を契機として，事例を検証し，再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し，実践計画を立て，いじめのない学級づくり・学校づくりへの取組を強化する。

重大事案への対応

生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ・ 速やかに市教委，警察等の関係機関に報告する。管理職が中心となり，学校全体で組織的に対応し，迅速に事案の解決に当たる。
- ・ 事案によっては，学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し，必要があれば，当事者の同意を得た上で，説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・ 事案によっては，マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし，誠実な対応に努める。